

**静岡市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の支援に関する基本計画**

静岡市DV防止基本計画

平成26年3月

静岡市

はじめに

私たちが心豊かに安心して暮らしていくためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が大変重要です。

男女共同参画社会を実現するための諸課題のひとつである配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害にあたります。

外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化し、被害が深刻化しやすくなるとともに、子どもに対する暴力との関係も指摘されるなど、社会全体で取り組むべき大きな問題となっております。

また、被害者の多くは女性であることから、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、これまで男女が置かれてきた社会の歴史的・構造的な問題があるということも考えられます。

静岡市においても、「静岡市男女共同参画推進条例」第3条の「男女の人権の尊重」や第12条の「性別による権利侵害の禁止」を掲げるとともに、「第2次静岡市男女共同参画行動計画」の中でも「女性に対する暴力の根絶」を重点施策のひとつと位置づけ、配偶者等からの暴力の防止や被害者の支援等に取り組んでまいりました。

このたび、これら施策をより一層推進するため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25年法律第72号最終改正）や同施策に関する基本的な方針を受け、新たに「静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、「男女間のあらゆる暴力の根絶」に向けて、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援など切れ目のない施策について、関係機関等との連携も一層深め、市民に寄り添う最も身近な窓口として、積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたり、熱心なご審議とともに答申をまとめていただきました静岡市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様や関係機関・団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成26年3月

静岡市長 田 辺 信 宏

目 次

	ページ
1 基本計画の策定にあたって	
（1）計画策定の背景	1
（2）定義	2
（3）計画の位置づけ	2
（4）計画の期間	3
（5）計画の目標	3
（6）施策の基本目標	3
（7）市と県の役割分担	3
2 DVに関する現状と課題	
（1）DVの現状	4
（2）相談の状況	10
（3）本市における課題	11
3 取り組むべき施策の方向性とその内容	
（1）施策の基本的方向	12
（2）体系図	24
4 施策の総合的な推進のために必要な事項	25
（1）次期男女共同参画行動計画との整合	
（2）的確な情報の収集・発信の充実	
（3）新たな検討が必要となる事項への対応	
（4）進捗状況の点検及び計画の見直し	
5 数値目標等	
（1）成果指標	26
（2）モニタリング指標	27
6 参考資料	
○静岡市男女共同参画推進条例	28
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	34
○国の基本的な方針	46
○静岡市男女共同参画審議会関係（答申書、委員一覧、会議経過）	52
○静岡市DV防止基本計画策定委員会設置要綱	55
○DV被害者支援の流れ	57
○用語解説	58